

# 福岡県公報

平成21年8月14日  
第3003号

## 目次

告示(第1302号 - 第1310号)

軽油引取税に係る特約業者の指定	(税務課)	.....	1
道路の区域の変更	(道路維持課)	.....	1
道路の供用の開始	(道路維持課)	.....	1
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	.....	2
大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課)	.....	2
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	.....	3
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	.....	3
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	.....	4
土地収用法に基づく事業の認定	(用地課)	.....	4

## 公 告

落札者等の公示	(総務事務センター)	.....	5
落札者等の公示	(総務事務センター)	.....	6

## 告 示

福岡県告示第1302号

福岡県税条例(昭和25年福岡県条例第36号)第91条の3第2項の規定に基づき、軽油引取税に係る特約業者を指定したので、福岡県税事務処理規程(昭和48年9月福岡県令第16号)第135条の規定により次のとおり告示する。

平成21年8月14日

福岡県知事 麻 生 渡

1 特約業者の氏名又は名称

有限会社 総合(代表取締役 村上 建輔)

- 主たる事務所又は事業所の所在地  
福岡県田川市大字伊田474番地の4
- 特約業者の指定年月日  
平成21年8月1日

福岡県告示第1303号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年8月14日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
飯 塚	一 般 国 道	200 号	前	飯塚市太郎丸766番3先から 同市太郎丸757番13先まで	28.0 ~ 28.0	15.0
			後	同上	28.0 ~ 34.5	15.0
飯 塚	一 般 国 道	200 号	前	飯塚市西徳前346番1先から 同市西徳前336番20先まで	28.0 ~ 33.8	24.0
			後	同上	33.8 ~ 35.0	24.0

福岡県告示第1304号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成21年8月14日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年8月14日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
飯塚	200号	飯塚市太郎丸766番3先から 同市太郎丸757番13先まで
飯塚	200号	飯塚市西徳前346番1先から 同市西徳前336番20先まで
那珂	片縄線 下白水	春日市下白水北4丁目88番2先から 同市下白水北4丁目22番1先まで

福岡県告示第1305号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成21年8月14日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
糸島郡志摩町大字小金丸字西2161番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
福岡市西区泉3-7-5  
瀬知 康弘

福岡県告示第1306号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成21年8月14日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 届出年月日  
平成21年7月30日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(1) 名称（仮称）嘉麻市平商業施設新設工事  
(2) 所在地 福岡県嘉麻市平字町田1619番地 外
- 3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住所
株式会社川食	福岡県田川郡川崎町大字田原335番地14

- (2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住所
株式会社川食	福岡県田川郡川崎町大字田原335番地14
株式会社しまむら	埼玉県さいたま市北区宮原町2丁目19番4号
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番1号

- 4 大規模小売店舗を新設する日  
平成22年3月31日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
3,437.56平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
福岡県嘉麻市平字町田1619番地 外	161

- (2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
福岡県嘉麻市平字町田1619番地 外	46

## (3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積 (平方メートル)
福岡県嘉麻市平字町田1619番地 外	400.5

## (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量 (立方メートル)
福岡県嘉麻市平字町田1619番地 外	49.98

## 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

## (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社川食	午前9時30分	午後8時
株式会社しまむら	午前10時	午後8時
株式会社コスモス薬品	午前10時	午後10時

## (2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前9時00分から午後10時30分まで

## (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2ヶ所 福岡県嘉麻市平字町田1619番地 外

## (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設 1 24時間

荷さばき施設 2, 3及び4 午前6時00分から午後10時00分まで

## 福岡県告示第1307号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年8月14日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 申請のあった年月日

平成21年7月21日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

特定非営利活動法人ふるさと安心サポート九州

## (2) 代表者の氏名

松本 龍彦

## (3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市早良区賀茂1丁目40番1-202号

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢者及び高齢者の親族などの関係者に対して、定期的な生活相談などをはじめとする高齢者の日常生活支援に関する事業を行い、高齢者が尊厳を保ちながら地域社会の中で安心して快適な生活を送る事のできる社会づくりに寄与することを目的とする。

## 福岡県告示第1308号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年8月14日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 申請のあった年月日

平成21年7月13日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

NPO法人 Happy Forest みどりのその

## (2) 代表者の氏名

矢田 拓司

## (3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市早良区西新7丁目1番58-102号

(4) 定款に記載された目的  
(変更前)

この法人は、心身障がい者通所授産施設の運営や日常生活支援、就労機会の提供に関わる事業などを行うことで、障がいを持った人たちが街の中でふれあい、学び、楽しみを感じながら働き、自立していけるように支援活動を行い、福祉の増進や、職業能力の開発または、雇用機会の拡充の支援に寄与することを目的とする。

(変更後)

この法人は、地域活動支援センターの運営や日常生活支援、就労機会の提供に関わる事業などを行うことで、障がいを持った人たちが街の中でふれあい、学び、楽しみを感じながら働き、自立していけるように支援活動を行い、福祉の増進や、職業能力の開発または、雇用機会の拡充の支援に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1309号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年8月14日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成21年7月21日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人共生の郷

(2) 代表者の氏名

立石 寿満子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市早良区室住団地3 - 9

(4) 定款に記載された目的

この法人は、広く中高年齢者や一般市民が新しい科学と出会うことによって、保

健又は福祉の増進、社会教育の推進、まちづくりの推進、環境保全などの活動を通じて、人間の身体、自然、水、食べ物、空気等々あらゆる酸化を還元して蘇生させ、自らの身体や心を癒しながら、情報化社会へ対応できる職業能力を身に付け、お互いに助け合いながら共同生活をし、自立して生涯元気に働き続け、地域経済の発展に寄与できるよう幫助することを目的としている。

福岡県告示第1310号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年8月14日

福岡県知事 麻生 渡

1 起業者の名称

東峰村

2 事業の種類

棚田親水公園駐車場整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

福岡県朝倉郡東峰村大字宝珠山字百浦及び字栗林地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業は、土地収用法第3条第32号に掲げる「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」に関する事業に該当するため、同法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である東峰村は、本件事業を施行する権能を有する主体であり、平成21年度一般会計予算により既に財源措置を講じているので、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

## (3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業は、東峰村が同村大字宝珠山字百浦及び字栗林地内において、棚田親水公園に近接する土地を新たに取得して駐車場の拡張を行うものである。

平成6年にオープンした棚田親水公園は、豊かな自然環境を大切にしながら、水を通して人々が憩い癒される水辺空間として整備されており、村内外の多くの人に親しまれている。同公園には宝珠山川の清流を引き込んだ河川プールが併設され、河川プール開設期間中（7月1日～8月31日）は、福岡市などの都市圏や近隣市町村からの子供連れの家族を中心に大変賑わっている。また、同公園周辺においては30年程前から地元の有志により「宝珠山ほたるを育てる会」が結成され、長年の河川清掃やほたるの飼育活動によって、九州でも有数のホタルスポットになっており、ほたるシーズン中には多数の人が訪れている。

しかしながら、同公園の駐車場の収容台数は30台分しかないため、特に、ほたるシーズンとなる5月下旬から河川プール開設期間の8月末にかけては、県道沿いへの路上駐車、駐車場待ちの車両等による交通渋滞が発生しており、同公園の利用に支障を来しているばかりでなく、地域住民の生活環境の障害ともなっている。

このため、夏休みの土日やお盆期間中は警備員を配置しているが、抜本的な解決には至っていない。

ア 本件事業の施行により得られる利益については、同公園利用者の利便性の大幅な向上、交通渋滞の解消、地域住民の生活環境の改善が図られるとともに、駐車場不足のため開催できなかったイベントの開催が可能になるなど、地域の活性化にも寄与するものである。

イ 一方、本件事業の施行により失われる利益については、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物、文化財等は見受けられないことなどから、軽微なものであると考えられる。

ウ また、本件事業に係る起業地の選定に当たっては、本事業計画において、同公園利用者の利便性、工事の難易度、事業費の面等から3案について検討を行ったうえで、利便性に優れ、造成工事が不要で、事業費が少ないなど、社会的、技術的、経済的に優れる案を採用している。

エ 以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を

比較衡量すると、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

## (4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

前述のとおり、同公園の利用に支障を来しているばかりでなく、地域住民の生活環境の障害ともなっているため、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

また、起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であるものと認められ、収用の範囲も、本件事業により恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

## (5) 結論

(1)から(4)までに述べたように、本件事業は土地収用法第20条各号の要件を充足するものと判断される。

以上により、東峰村から申請のあった棚田親水公園駐車場整備事業について、土地収用法第20条の規定に基づき事業認定をするものである。

## 5 土地収用法第26条の2に規定する図面の縦覧場所

東峰村役場小石原庁舎（企画振興課）

**公 告**

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成21年8月14日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 契約に係る物品の名称及び数量

名称 選挙公報（小選挙区分）外2件

数量 2,320,200部 外

## 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称  
福岡県総務部総務事務センター

(2) 所在地  
福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日  
平成21年7月17日

4 契約の相手方の氏名及び住所  
(1) 氏名  
株式会社西日本新聞印刷

(2) 住所  
福岡市博多区吉塚8丁目2番15号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）  
51,262,911円

6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約

7 随意契約を行った理由  
政府調達に関する協定第15条1(c)に該当

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成21年8月14日

福岡県知事 麻 生 渡

1 契約に係る物品の名称及び数量  
名称 投票用紙（小選挙区）外7件  
数量 4,124,500部 外

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称  
福岡県総務部総務事務センター

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日  
平成21年7月8日

4 契約の相手方の氏名及び住所  
(1) 氏名

福博総合印刷株式会社

(2) 住所

福岡市博多区堅粕3丁目16番36号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）  
43,481,481円

6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第15条1(c)に該当